

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2020年10月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. インドにおける電子又は非対面型の税務調査

直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes：以下「CBDT」）は、電子税務調査スキーム 2019 及びそれに伴う 1961 年所得税法（Income-tax Act, 1961：以下「ITA」）の規定の改正についての通知を行った。これは、とりわけ納税者と税務調査官とのやりとりを排除することにより、税務調査手続における一層の効率性、透明性及び説明責任を伝えることを目的としている。

2020年8月13日、インド政府は、「透明性のある課税 ～誠実な納税者に対する敬意～」と題した政策を発表した。その主な内容は、非対面型の税務調査、非対面型の申立及び納税者憲章である。

今回 CBDT は、電子税務調査スキーム 2019 及び ITA の関連規定と、その新たな政策「透明性のある課税 ～誠実な納税者に対する敬意～」との整合性を取るため、通達¹を出している。さらに CBDT は、地域電子税務調査センター（Regional E-Assessment Centres：以下「ReAC」）²を再構築し、税務当局の管轄を変更して、ReAC が税務調査官の権力を行使して職務を執行する旨を税務当局に知らせるため、指令も発出している。同スキームの要点は、以下のとおりである。

- 一元管理で電子税務調査手続を円滑に行うことを目的に、国家電子税務調査センター（National E-assessment Centre：以下「NeAC」）が設立された
- NeAC は、電子税務調査を実施する目的で自動割当システム³を用いて選別されたケースをいずれかの ReAC の特定税務調査部（Specific Assessment Unit：以下「SAU」）に担当させる
- 検証部及び技術部がそれぞれ設置され、検証や技術的知見において SAU をサポートする。検証部及び技術部も NeAC で自動割当システムにより選定される
- 審査部⁴：NeAC は、審査部から受けた（更正通知書への修正に関する）提案を自動割当システムによって選定された別の SAU（すなわち、更正通知書の作成に関与していない税務調査部）に提言しなければならない
- NeAC の Principal Chief Commissioner 又は Principal Director General は、CBDT の事前承認を得た場合に限り、管轄の税務調査官に当該ケースを引き渡すことができる
- 納税者は、更正通知書に加え、スキームに基づき発行される附帯税通知書に対しても異議を申し立てることができる
- 検証部による問い合わせがあった場合を除き、税務調査は電子的に実施される。記録は電子保存され、書類は関係者全員のデジタル署名又は電子認証コードが付されてデジタル認証されなければならない
- 詳細については、以下を参照されたい
[Tax Alert Delivering clarity 20 August 2020](#)（Deloitte India（英語、PDF））

1 [通達_60](#) 及び [通達_61](#)（インド財務省（英語、PDF））

2 税務当局の権限のもと、一元管理で電子税務調査手続を円滑に行うための地域電子税務調査センター

3 自動割当システムとは、リソース活用の最適化を目的として、人工知能や機械学習などの適切な技術的ツールを活用することで、ケースを無作為に割り当てるアルゴリズムを指す。

4 スキームに基づき設置された部で、税務調査部が作成した更正通知書を審査する機能を果たしている。

2. 特定の非居住者は、納税者番号（PAN）の取得又は提示は不要である⁵

CBDT は通達⁶を出し、一部の特定ファンド⁷への投資のみから所得を得ている非居住者は、一定条件を満たしていれば、納税者番号（Permanent Account Number：以下「PAN」）の取得は不要である旨を通知した。また、非居住者は、その所得の支払者に対して、源泉徴収目的のために PAN を提示する必要がない。

ITA の規定⁸に基づき、受取人による PAN の提示がなかった場合、支払者は、（該当する場合）最低でも 20% の高い税率（E コマース運営者から E コマース利用者に支払が行われる場合は、最低でも 5% の税率）で源泉徴収することが求められている。

利子、使用料、技術サービス料、配当⁹及び何らかの資本資産の移転により得られた支払などの所得を得ている非居住者や、1962 年所得税規則（規則）の規則 37BC に規定されているとおりに情報又は書類を提示する非居住者には、高い源泉徴収税率が適用されない。

CBDT では、現在¹⁰、源泉徴収目的のための PAN の取得及び提示の要件に関して、一定の条件を満たしていれば¹¹、非居住者の特定の所得に対して更なる特例を認めている。その主な一定条件は、以下のとおりである。

- （対象年度中に）非居住者がインドで得た所得は、特定ファンドへの投資のみによるものとする
- ITA の第 194LBB 項に該当する場合の源泉徴収税は、特定ファンドが非居住者に対して支払を行う際に適用されるものとする
- 非居住者は、氏名、連絡先、住所、居住者証明書、居住国の納税者識別番号などの基本情報を提示するものとする

3. グジャラート高等裁判所では、逆転構造下にあるインプットサービスに係る GST の還付を認めている

逆転構造とは、原材料の調達に適用される物品税（Goods and Services tax：以下「GST」）の税率が、製品・サービスの提供に適用される GST の税率よりも高い場合で、その結果、仕入税額控除（ITC）が累算され続けているという意味合いである。GST に関する法律で、GST 法¹²では累算 ITC の還付は逆転構造下では認められるべきだと定めている一方で、規則¹³では「インプット」のみの還付は認め、「インプットサービス」の還付は認められないと定めている。申し立てられた異議に対して、グジャラート高等裁判所は、逆転構造下にある還付の場合のインプットサービスの還付を制限する CGST 規則は CGST 法の規定外であるとし、インプットサービスの還付も認めた。

同部署は、最高裁判所に上告する可能性があることに留意されたい。

4. 2020 年 3 月 31 日を期末日とする会計年度の年次株主総会（AGM）の延期について

インド企業省（Ministry of Corporate Affairs：以下「MCA」）¹⁴は、2020 年 3 月 31 日を期末日とする会計年度で事業を営む企業の年次株主総会（Annual General Meeting：以下「AGM」）の延期¹⁵について説明を行った。同省は、2020 年 5 月 5 日付の通達 No. 20/2020 で AGM の開催について緩和を認めていたが、それにもかかわらず 2020 年 3 月 31 日を期末日とする会計年度で AGM を開催できない企業は、同会計年度の AGM 開催延長を求めて管轄の会社登記局（ROC）まで GNL-1 フォームにて申請書を 2020 年 9 月 29 日までに提出するよう述べた。管轄の ROC に提出された申請書は、公平に審査後、最大 3 カ月の延長が認められる。

5 1961 年所得税法（ITA）の第 139A 項の規定に基づき、別段の定めがない限り、インドで課税所得を得ている者及びその他所定のカテゴリーに該当する者は、納税者番号（PAN）（すなわち、インドにおける納税者識別番号）を取得しなければならない。

6 2020 年 8 月 11 日付の No. 499 (E)

7 特定ファンドとは、カテゴリー-I 又はカテゴリー-II のオルタナティブ投資ファンドとして登記事項証明書が交付された信託、会社、有限責任事業組合又は法人という形態で、インドに設立又は法人化されたファンドを指し、2012 年インド証券取引委員会（オルタナティブ投資ファンド）規則に基づき規制されており、いずれかの国際金融サービスセンター（IFSC）に拠点を置いている。

8 section 206AA

9 vide Notification No. 464 (E) dated 24 July 2020

10 vide Notification No. GSR 499 (E) dated 10 August 2020 (Notification)

11 Rule 114AAB

12 Central Goods and Services Tax Act, 2017 (CGST Act)

13 Central Goods and Services Tax Rules, 2017

14 vide General Circular No. 28/2020 dated August 17, 2020

15 AGM は、通常、会計年度末日から 6 カ月以内に開催することが求められ、（会計年度末日が毎年 3 月 31 日の場合、）大抵は 9 月 30 日に開催されている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

International Tax and M&A インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohmatsumo.co.jp

Deloitte India

パートナー Bhavik Timbadia btimbadia@deloitte.com

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni kpawan@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800 (代)

email: tax.cs@tohmatsumo.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001